

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 30日

大分県知事 殿

提出者

住所 大分県中津市耶馬溪町大字深耶馬 1523

氏名 有限会社 福田農園

代表取締役 福田 実

電話番号 0979-55-2562

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有限会社 福田農園 豊後高田農場
事業場の所在地	大分県豊後高田市白野字立石7289-2
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	01 農業
② 事業の規模	肥育豚5,000頭 経営
③ 従業員数	6人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	動物の糞；自ら堆肥化 動物のし尿；自己処理により放流基準値内・横泊川へ放流 動物の死体；化成処理業者へ委託処理 (委託先；株式会社 熊本蛋白ミール公社)

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
<p>(管理体制図)</p> <p>代表 (廃棄物統括責任者) 一廃棄物処理方針の決定 廃棄物処理に関する各種事項の決定</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>農場長 (廃棄物実務担当責任者) 一廃棄物処理計画の作成 マニフェストの交付、管理 各種報告書の作成</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>作業員 (廃棄物実務担当) 一廃棄物処理等の報告書作成 廃棄物処理実務</p>		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度 (令和6年度) 実績】	
	産業廃棄物の種類	動物の糞
	排出量	4, 100 t
	動物の死体 14, 6 t	
(これまでに実施した取組) 飼養衛生管理基準の強化		
② 計画	【目標】 令和7年度	
	産業廃棄物の種類	動物の糞
	排出量	4, 000 t
	動物の死体 30. 0 t	
(今後実施する予定の取組) 飼養衛生管理基準の徹底 し尿処理；養豚50㎡以下の排水基準にて横泊川へ放流		
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 該当なし	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 該当なし	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	動物の糞		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	1,496 t	t	
	(これまでに実施した取組) 堆肥化			
	【目標】 令和7年度			
② 計画	産業廃棄物の種類	動物の糞		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	1,440 t	t	
	(今後実施する予定の取組) 堆肥化			
	自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
	① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
産業廃棄物の種類		動物の糞		
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		0 t	t	
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		2,624 t	t	
(これまでに実施した取組) 堆肥化				
② 計画	【目標】 令和7年度			
	産業廃棄物の種類	動物の糞		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	2,560 t	t	
	(今後実施する予定の取組) 堆肥化			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
	【目標】令和7年度		
② 計画	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動物の死体	
	全処理委託量	14.6 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	43.97 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 飼養衛生管理基準の徹底		

(第5面)

② 計画	【目標】令和7年度		
	産業廃棄物の種類	動物の死体	
	全処理委託量	30.0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	30.0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 動物の死体は、化成処理場にて委託処理する。		
※事務処理欄			

